

北本市ふるさと納税返礼品等協力事業者募集要領

(目的)

第1条 この要領は、ふるさと納税制度による北本市への寄附の促進と北本市の魅力向上や地元特産品のPR、販売促進及び地域経済の活性化等の相乗効果を図るため、本市へふるさと納税をした市外在住の個人に対して贈呈する商品やサービス(以下「返礼品等」という。)を提供する協力事業者の募集について必要な事項を定めるものとする。

(協力事業者の要件)

第2条 協力事業者の要件は、次の各号のいずれにも該当していることとする。

- (1) 市内に事業拠点(本店、支店、営業所又は工場)を有する法人、その他の団体又は個人事業主であること。ただし、特に北本市の産業振興や魅力発信、地場産品等のPRにつながると判断されるような場合、この限りではない。
- (2) 市税の滞納がないこと。
- (3) 代表者等が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律に掲げる暴力団の構成員等でないこと。
ただし、上記の要件に適合しても、市が協力事業者として適当でないと認めた場合は、この限りでない。

(返礼品等の要件)

第3条 返礼品等の要件は、次の各号のいずれにも該当していることとする。

- (1) 市内で生産、製造、加工、販売、サービス又は企画等がなされていること。
- (2) 北本市の魅力を発信する商品・サービスであること。
- (3) 物品の場合にあつては、全国各地に発送が可能で、かつ、安全に送付することができるものであることとし、サービスの場合にあつては、市内で提供されるものであること。ただし、物品の場合で発送日数等により返礼品等の品質に影響を及ぼす恐れがあるときは、発送先を限定することができる。
- (4) 食品の場合は、食品衛生法、食品表示法等の関係法令において遵守すべき事項が記載された書類の整備・保存を行うとともに、必要に応じて市からの調査・確認に応じること。
- (5) 飲食物の場合は加工・製造からおおむね5日程度の消費期限、又は適切な賞味期限が保証されるものであること。

と。ただし、協力事業者が寄附者と連絡調整を行い、消費期限内での消費が可能である場合は、この限りでない。

(6) 数量的に安定供給が見込めるものであること。(期間限定、数量限定の場合、提供期間内の安定供給が見込めるもの。)

(7) 市からの依頼後、速やかに商品の発送又はサービスの提供ができること。

2 寄附金額は3,000円以上10,000,000円以内で市が定めるものとし、返礼品等の提案価格は、消費税、梱包代等の必要経費を含み、寄附金額の3割を上限とする。ただし、提案価格に送料は含まない。

ただし、上記の要件に適合しても、市が返礼品等として適当でないとした場合は、この限りでない。

(募集期間)

第4条 協力事業者の募集は、原則として随時行うものとする。

(申込方法)

第5条 協力事業者の申込みをするものは、別紙「北本市ふるさと納税返礼品等提案申込書」(以下「申込書」という。)に必要事項を記入し、次の各号に掲げる添付資料とともに政策推進部市長公室に提出するものとする。

(1) 商品・サービスの写真(画像データ)

(2) 事業者概要及び商品・サービスの内容がわかる資料

(※該当資料がない場合は、添付不要)

(選考方法等)

第6条 提出書類を基に、本市への寄附金に対する返礼品等として適当であると認められるか総合的に判断し、その結果を、申込者に文書により通知するものとする。

(個人情報の保護)

第7条 協力事業者は、本事業による業務を遂行するため、個人情報の取扱いについては、個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号)及び関係法令を遵守しなければならない。市から提供した寄附者の個人情報は、返礼品等を送付する目的以外に使用してはならない。協力事業者に選定された場合は、市と「個人情報の保護に関する覚書」を取り交わすものとする。

(留意事項)

第8条 申込みに当たっては、次の各号に掲げる事項を承諾することとする。

(1) 返礼品等は寄附申込み時に寄附者が選ぶものであり、

提供した返礼品等が選択されない場合もあること。

- (2) 協力事業者は次の事項が発生した場合は、速やかに市に報告すること。

ア 承認された返礼品等を変更又は辞退しようとする場合
イ 返礼品等の品質、発送及び提供の過程等において事故等の問題が発生した場合

- (3) 協力事業者は、返礼品等の品質等に関して寄附者から苦情等があった場合は、真摯に対応して解決に努めるものとし、苦情内容について市へ報告すること。また、品質等による保証やクレーム対応について、市は一切責任を負わないこと。

- (4) 市は、登録された協力事業者や返礼品等が本要領第2条及び第3条に掲げる要件に適合しなくなったと認める場合又は提供される商品・サービスが返礼品等として不適切であると判断した場合は、その登録を取消すこと。

- (5) 市は、登録後、申込内容に虚偽が発覚した場合又は市に損害を及ぼす行為があった場合はその登録を取消すこと。

- (6) 食品の産地名の偽装等により、国が定める地場産品基準や食品表示法への違反が認められる場合は、協力事業者に対し、寄附者への補償に要する費用及び市に対する損害賠償を請求する場合があること。

- (7) 提出された申込書及び添付書類は返却しないこと。
(その他)

第9条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は市長が別に定める。

附 則

この要領は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成29年5月1日から施行する。

附則

この要領は、平成29年10月19日から施行する。

附 則

この要領は、平成30年1月31日から施行する。

附 則

この要領は、平成31年4月16日から施行する。

附 則

この要領は、令和元年9月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和元年 1 1 月 1 4 日から施行する。

附 則

この要領は、令和 2 年 6 月 1 日から施行する。

附 則

この要領は、令和 3 年 1 0 月 1 日から施行する。

附 則

この要領は、令和 4 年 1 2 月 1 2 日から施行する。

附 則

この要領は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要領は、令和 6 年 6 月 1 7 日から施行する。

附 則

この要領は、令和 6 年 8 月 1 日から施行する。